

埼玉県報

第 288 号 令和 4 年(2022 年) 2 月 22 日 火曜日

目 次

規則

○ 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(警察・文書課)

告示

- O 行田都市計画事業施行の周知(道路街路課)
- 越谷都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 和光都市計画事業白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画変更(第6回)(市街地 整備課)
- 和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和4年2月22日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規 則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ア中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第8号」に改める。

附則

この規則は、令和4年2月22日から施行する。

埼玉県告示第百三十二号

第六十六条の 業 市計画法 の認可の 告示 規定により (昭和四十三年法律第百号) (令和四年関東地方整備局告示第三十六号) 次 \mathcal{O} とお り公告する。 第六十二条第一項の 規定による都市 が あ 0 た \mathcal{O} で、 計 同 法 画

建物等、 有 償 項を書面で施行者に届 なお、 で譲り渡そうとする者は、 その予定対価 公告 0 日 \mathcal{O} 翌日 \mathcal{O} 額及 け出なけ から起算し び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その 都市計 ればなら て十日を経過 画法第六十 な 11 七 L 条第一 た後 に 項 事 業 \mathcal{O} 規 地 定に 内 \mathcal{O} ょ 土 り当該 地 建 他 土地 等 \mathcal{O} を

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県行田市長野九百四十三番地

三 都市計画事業の種類及び名称

行 田 都市計 画道路事業三・ 五. +四号常盤通佐間 線及び三・ 六 · 十三号行 田市

駅前通北谷線

四 事業施行期間

令和四年二月十六日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉 県 行 田市谷 郷三丁目 大字 谷郷 字 明 神 前 及び 忍 丁 目 地

ロ 使用の部分

埼玉県行田市大字谷郷字明神前及び忍一丁目地内

埼玉県告示第百三十三号

 \mathcal{O} お 事 - 六条の 認 V 業 可 の て準用す の認 市計画法 規定に 告示 可の 告示 る同法第六十二条第一項の規定による都市計 (令和四年 (昭和四十三年法律第百号) ょ り (平成 次 0 とおり公告する。 関東地方整備局告示第三十七号) 九年建設省告示第二百五号)及び 第六十二条第一 項 が 画 同法第六十三条第二 あ 事 の規定による都市 業 0 \mathcal{O} た 事業計 \mathcal{O} で、 同 画 法 0 計画 第六 変更 項に

有 物 償 なお、 項 で書面 等、 いで譲り その 公告 一で施 渡そうとする者は、 予定対 \mathcal{O} 行者に 日 \mathcal{O} 価 翌 日 届 \mathcal{O} 額及び け出 から起算して十日を経過 なけ 当該土地建物等を譲り渡そうとする相 都市計画法第六十 れ なばなら な 11 七 L 条第一 た後に 事業地 項 \mathcal{O} 規 定に 内 \mathcal{O} 土地建 手方その ょ ŋ 当該 物 他 土 等 地 を \mathcal{O}

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ケ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

平成 九年建設省告示第二百五号越谷都市計 画 道路事業三・三・二十 -一号南 浦 和

越谷線

四 事業施行期間

平成九年二月十八日から令和七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第百三十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一八—五四—二号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字上広瀬西久保千百十八番 外百六十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千百四十九・七六立方メートル

埼玉県告示第百三十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇二〇—三五—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市中野一丁目二千八百九十八番地 -

二千九百番地 - 二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百七十八・五九五立方メートル

埼玉県告示第百三十六号

土地区画整理事業の事業計画 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に \mathcal{O} 変更を認可 したので、 同条第四項の 規定により公告 ょ り

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一 年十 一月二十 日 か 5 令 和 +四年三月三十一 日まで

三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目 \mathcal{O} 部 及び大字下新倉字吹 久原 \mathcal{O}

四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

六 変更認可の年月日

令和四年二月二十二日

埼玉県告示第百三十七号

土 地区画 土地区画整理法 整理組合の定款の変更を認可 (昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項 したので、 同条第四 項 \mathcal{O} 規定に より \mathcal{O} 規定によ 公告する。 n

和 四年二月二十二日

埼 玉県 知 事 大 野 元 裕

組 \mathcal{O} 名

和光市白子三丁目 中 ·央土地] 区 画 整 理組 合

事業施行期間

平成二十一 年十 一月二十 日 か ら令和・ 十四年三月三十一 日まで

三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目 \mathcal{O} _ 部 及 び大字下新倉字吹 久 原 \mathcal{O}

兀 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目 九 番 九 十二号

五. 設立認可 の年月日

平成二十一 年十 一月二十 \exists

六 変更の 内容

第五 条中「和 光市 水道 部 を「和 光市水道事業」 に 変更する。

第五 条中 「和光市建設部下 水道課」を 「和光市下水道事業」に変更する。

第十五条中 「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

子は 第五 年六%、 +九 条第二項 中 分割交付 「前項の する場合に付すべ 規定により清算金を分割徴 き利 子は年六%とする。 収する場合に付 こすべき を 「 前

項 \mathcal{O} 規定によ り清算金を分割徴収または 分割交付する場合に付 す き利子は、 利

また、

百三条第四 項の規定による公告 (換地 処分の 公告) があった日 \mathcal{O} 翌日に お ける

定利率以内とする。 に変更する。

七 変更認 可の 年月 日

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新	IΠ	旧 新 別
谷上字蔵根五八三七番一地先まで	区間	
二回・○○	三・〇〇~ 一五・〇〇	敷地の幅員
二五六一・〇〇	一 三 五 ・ ○ ○	(メートル)
区域の一部変更である。 県土整備事務所長告示第二号の道路	管改築工事による。国土交通省による入間川右岸古谷樋	備考

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和四年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

森林公園自転車道線	路線名
八三七番一地先まで がら同市大字古谷上字蔵根五川越市大字古谷本郷上組字畑中九六九	供用開始の区間
令和四年三月一日	供用開始の期日
令和四年二月二十二日付け埼 第五号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長二五六一・〇〇メートル	備考

埼玉県選管告示第十二号

投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

病院	病院	病 院	種
196	lδr	lar.	別
老人保健施設あいの郷埼玉医療生活協同組合	皆野病院埼玉医療生活協同組合	羽生総合病院埼玉医療生活協同組合	施設の開設主体及び名称
番地一	千三十一番地一埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二	十六番地	所 在 地

埼玉県選管告示第十三号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

	ı	1	
病院	病院	病 院	種別
介護老人保健施設あいの郷医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 皆野病院	医療法人徳洲会 羽生総合病院	施設の開設主体及び名称
番地一	千三十一番地一	十六番地十六番地	所在地